1. 目的

「新しい時代の公」実践提案事業として、県が設定するテーマやNPOが設定したテーマ について事業を企画し、県に提案し、検討会を行って、協働できる事業を構築・推進する 事業(3件程度採用予定)を募集します。

これは、2年間試行した結果をふまえて、「新しい時代の公」を多様な主体で担ってい く「市民発」の仕組みを推進しようとするものです。

2. 応募内容

- (1) NPOからの協働事業提案は、NPOと県が協働で取り組む事業についての提案とし、市町との協働事業は含みません。事業期間が複数年にまたがる提案も可能ですが、事業構築に要する検討期間は、1年以内を基本とします。
- (2) 協働事業提案のテーマは、次の中から選ぶものとします。
 - ①県庁内から募集したテーマ
 - ②自由テーマ

3. 応募資格

以下の要件に該当する団体であることが必要です。

- (1) 三重県内で、民間・非営利の活動を行っているボランティア・市民活動団体や自治会等であること。法人格の有無は問いません。
- (2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる活動目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

4. 募集期間

平成18年4月25日~平成18年5月31日(消印有効)

5. 応募方法

様式(別紙参照)に定める「協働事業提案書」及び関係書類を三重県生活部NPO室へ直接、または郵送、FAX、e-mailで提出してください。

6. 提案受付、審査、検討会等

【受付】

提出された協働事業提案企画書は、NPO室で受け付け、ヒアリングをおこなった後、

提案内容について把握・理解してもらうため、提案に関係する室(以下「関係室」という。) へ回付します。

なお、関係室から電話等で協働事業提案企画内容等について問い合わせを行う場合があります。

【審查】

選考審査会が、別に定める審査基準に基づき審査を行い、その中で最も優れた事業提案3件程度をNPOと県関係室が協働事業を検討していくモデルケースとして選定します。 なお、選考審査会の委員は、市民3名、学識経験者1名、行政職員3名の計7名で構成します。

なお、市民3名は、平成17年度に公募し、今年度も委嘱しています。

【検討会】

選定された協働事業提案については、提案したNPOと提案先となる関係室の所属職員とで検討会を組織し、協働事業提案の内容、目的、実施方法などについて公開で検討を重ね、事業企画を練り上げます。また、事業に参加する意志のあるNPOが公開の検討会へ参加することも可能です。検討の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加をうながします。

選定されなかった協働事業提案については、その結果と理由を、提案したNPOへ明示します。

検討会で事業構築された提案は、NPOと県の役割分担を整理し、必要に応じて予算を 確保し、事業実施することをめざします。

【情報公開とふりかえり会議】

この協働事業提案募集に応募された協働事業提案企画書の内容は、原則情報公開します。 また、この協働事業提案募集に応募して、公開で検討を行った提案については、「協働事 業ふりかえり会議」を行います。

7. 問い合わせ先・提案書提出先

三重県生活部NPO室

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5971

E-mail seiknpo@pref. mie. jp

ホームページ http://www1.mienpo.net/npot/

住所 〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津3階

「NPOからの協働事業提案」の審査の視点

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的	・ 提案事業の目的は明確かつ妥当と認められること・ 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。
②提案事業の県との協働の必要性 (協働の効果・利点、NPOと行政の 役割分担)	 ・ NPO独自で実施可能な事業ではなく、行政と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・ NPO若しくは行政が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・ NPOと行政の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。
③提案事業の先駆性、重要性、具体 性	・ 提案事業の緊急性やその実施が重要と認められること。・ 提案事業の内容や実施方法は具体性が認められること。・ 提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。
④提案事業の実現性(事業遂行能力、予算の妥当性)	 ・提案したNPOには事業を行政担当者と一緒に検討し練り上げていく能力を有していると認められること。 ・提案したNPOは、事業を遂行する能力を有していると認められること。 ・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、行政が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。